

「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」についての意見

良質な金融商品を育てる会
(略称 フォスター・フォーラム)

代表 高橋伸子

[連絡先]〒107-0052

東京都港区赤坂8-11-11 K6コート103号

TEL&FAX 03-3404-1210

事務局長 永沢裕美子

意見提出にあたってー

クーリング・オフ制度は、契約者保護の観点から規定された“契約者の権利”である。

保険の場合、保険募集人等の訪問販売によって契約者が申込を行った場合は、原則的にクーリング・オフが適用されるが、営業所等での申込はクーリング・オフが適用とされない。これは保険会社の営業所等に行ってまで申込することが珍しく、その場合は確信的に契約意思を有しているとされて保護を要しないとされてきたことによる。しかし、販売チャネルの多様化で、銀行、証券会社、デパートやスーパーの中の店舗等々、消費者の身近なところに保険の販売窓口が多数存在するようになっている。こうした現状に鑑みれば、あえて営業所等で申込した場合と募集人の訪問販売で申込した場合を区別することは妥当ではなくなっていると考えられる。

クーリング・オフ制度が広く周知されている特定商品取引法において、連鎖販売取引、継続的役務契約については、仕組みが複雑・難解であることを以って、店舗、非店舗の別なくクーリング・オフ制度が整備されている。保険業法でのクーリング・オフ制度も、「不意打ち性」を根拠として規定化されるものではなく、保険契約の「複雑性・難解性」を根拠として規定化されるのが適切であるといえる。より高度に複雑で難解である保険契約においては、店舗・非店舗の別なくクーリング・オフを制度化し、契約者保護をはかる必要があるといえる。

また、保険料の振込を委託した場合を除外事由とする案は、理論的にも、実務的にも、クーリング・オフ制度を設けたことを無意味にするほどの改悪であるので、その新設には強く反対する。

平成19年3月30日に公表された「保険業法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」について、以下のとおり意見を述べる。

1. 施行令（案）第四十五条四について

意見：この規定の新設には賛成しない。

理由：預貯金口座に振り込む、または振込みを委託することは日常的に頻繁に行う、決済手段であり、代金支払いの一手段に過ぎないことは誰も異論がないところであろう。しかし本規定では、あたかも、預貯金口座に振り込む、または振込みを委託することを、たとえば保険会社の指定医に審査を受け終了したことと同程度に、申込者の冷静な熟慮がなされた結果の行為であると評価していることとなる。これは振込みに対する消費者の認識・実態からも正しいとは言えない。消費者は募集人によって勧誘され、申

込書で申し込む時点で、保険料支払いの一手段として振込行為を行う又は委託するのであり、その行為に特別な地位を与えるのは、振込みを日常的な行為と認識している消費者の認識と乖離する。同じ場面で、募集人に保険料を現金で支払った場合はクーリング・オフ権が確保される。消費者からみれば、現金で支払うか、振込みをするかは単に支払方法が異なるのみであり契約意思の程度とは何ら関係がない。その意味で、殊更に振込みであることでクーリング・オフが適用除外とされることは明らかにバランスを欠いており、賛成しない。

2 施行令(案)第四十五条一イ(1)について

意見：基本的に賛成であるが、「保険契約の締結又は保険募集を行うためのものであることを告げずに」の部分は削除すべきである。

理由：保険会社等の営業所等は、販売チャネルの多様化により、従来型の保険会社営業所の枠を超え、銀行、証券会社等の金融機関や、デパートやスーパー内の代理店までさまざまな形態で存在する。しかし保険の銀行窓販の高齢者トラブル多発を見れば、消費者が、金融機関等をいまだ保険会社の営業所と認識していない現実がある。消費者にとっては、金融機関等が保険会社の営業所であること自体が、いわば不意打ちとも言えるのである。また金融機関からの来訪要請は多くは電話等で行われる。来訪要請時にその目的を口頭で告げたか否かにより、クーリング・オフの適用・不適用を判断するとの規定は、いたずらに「言った、言わない」の紛議を引き起こすもとなり、その部分は削除されるべきと考える。

3 施行令(案)第四十五条一イ(2)について

意見：「その赴いた日に」の部分は削除すべきである。

理由：イ(1)による、販売目的を告げずに来訪要請することは、本来、不適切な勧誘である。その状況の下に、当日申込をした場合のみをクーリング・オフ適用とするのは、実際の申込状況が種々想定できることからすれば、契約者保護に欠けると言わざるを得ない。

4 施行令(案)第四十五条一口(1)について

意見：「申込者等が、専ら保険会社等の保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で・・・」は、「保険申込の明確な意図を有した以外の目的で」との趣意の文言に修正すべきである。

理由：本規定では、たまたま立ち寄った金融機関で置いてあるパンフレットを手にとったことを以って、募集に係る業務を目的と評価されるおそれがある。第四十五条一イ(1)と同様に、紛議を招くもとなるので、範囲をより明瞭に限定し、申込者が申し込みをする明確な意思を有して営業所等に行った場合のみを、クーリング・オフ適用除外とすべきである。

5 施行令(案)第四十五条一口(2)について

意見：「その赴いた日に」の部分は削除すべきである。

理由：口(1)による、その状況の下に、当日申込をした場合のみをクーリング・オフ適用とするのは、実際の申込状況が種々想定できるものからすれば、これも契約者保護に欠けると考えられる。

以上